12	電子応用に関する科目群	12単位から22単位まで
13	建築に関する科目群	14単位から22単位まで
14	設備工業に関する科目群	12単位から18単位まで
15	土木・造園に関する科目群	14単位から30単位まで
16	化学工業に関する科目群	14単位から20単位まで
17	材料技術に関する科目群	11単位から17単位まで
18	セラミックに関する科目群	13単位から19単位まで
19	繊維に関する科目群	10単位から14単位まで
20	インテリアに関する科目群	8単位から12単位まで
21	デザインに関する科目群	11単位から18単位まで
22	流通・経営に関する科目群	10単位から20単位まで
23	国際経済に関する科目群	6単位から12単位まで
24	水産・海洋基礎に関する科目群	8単位から14単位まで
25	海洋漁業に関する科目群	15単位から25単位まで
26	栽培漁業に関する科目群	13単位から28単位まで
27	被服に関する科目群	12単位から24単位まで
28	食物・調理に関する科目群	12単位から36単位まで
29	保育・福祉に関する科目群	13単位から30単位まで
30	看護に関する科目群	16単位から37単位まで

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第八十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項、第三項及び第六項、第二十二条第八項並びに第二十四条の三第一項の規定に基づき、一般電気事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一般電気事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第一条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に、「第十九条の二」を「第十九条の三」に、「第十九条の二十」を「第十九条の二十二」に改める。

第六条中「沖縄電力株式会社」の下に「（以下「沖縄電力」という。）」を加える。

第十九条の二十を第十九条の二十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（変動額認可料金の算定）

第十九条の二十二　沖縄電力は、法第十九条第一項の規定により同項の認可を受けた供給約款（第二十条の四の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、法第十九条第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から第五条まで及び第十九条の三から第十九条の二十一までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額

二　使用済燃料再処理等発電費の変動額

三　特定放射性廃棄物処分費の変動額

四　原子力発電施設解体費の変動額

五　地帯間購入電源費の変動額

六　他社購入電源費の変動額

七　地帯間販売電源料の変動額

八　他社販売電源料の変動額

九　事業税の変動額

2　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　沖縄電力は、燃料費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第二十条の四の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第二十条の四第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二　沖縄電力は、使用済燃料再処理等発電費の変動額、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三　沖縄電力は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第二十条の四の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第二十条の四第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四　沖縄電力は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第二十条の四の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第二十条の四第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　沖縄電力は、事業税の変動額として、第一号から前号までに掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。